身体拘束適正化検討委員会

身体拘束等適正化に関する指針

委員会の目的

身体拘束適正化検討委員会は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく
職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に抜けた意識を持ち、身体拘束をしない
ケアの実施に努めることを目的とする。

拘束の防止に関する基本的考え方

当事業所は、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、
権利利益の擁護に資することを目的に、利用者の生活の質を向上するため身体拘束廃止に向けて
最大限の努力を行い、安全、安心にサービスを提供し「身体拘束ゼロ」を目指し実現する。

身体拘束適正化検討委員会

事業所内外で発生する身体拘束に関する組織的対策及び予防に関し必要な事項を協議するため
身体拘束適正化検討委員会を設置する。委員会は1年に1回、1月に開催する。
また必要に応じて臨時委員会を開催する。
≪身体拘束等の適正化対策に関する事項≫
・委員会その他事業所内の組織に関すること
・身体拘束等適正化の為、指針の整備に関すること
・身体拘束等適正化の為の職員研修の内容に関すること
・身体拘束等適正化に関するマニュアルを確認し、必要に応じて見直すこと
・身体拘束等が発生した場合、マニュアルに沿って適切な手続き、方法で行われているか確認すること
・日常的ケアをモニタリングし、利用者の人権を尊重した適切なケアが行われているか確認すること
・年間研修計画に沿った研修及び必要な教育を実施すること

職員研修に関する基本方針

・身体拘束等に関する基本的な考え方及び具体的対策について職員に周知徹底を図る事を目的とする。
・職員研修を定期的に開催し、出席できなかった者には伝達研修を行う。
・管理者が身体拘束等に関する研修が必要と認めた場合は、随時実施する。

身体拘束等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

当事業所は、サービス提供にあたって当該利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。

(1)身体拘束に該当する具体的な行為

・車いすやベッドなどに縛り付ける。

・手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。

・行動を制限するために、介護衣(つなぎ服）を着せる。

・支援者が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。

・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

・自分の意志で開けることのできないように行動を制限する。

≪介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為≫

● 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る

● 転倒しないように、ベッドに体幹や四肢を紐などで縛る

● 自分で降りられないようにベッドを柵(サイドレール)で囲む

● 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する

● 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服）を着せる

● 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐などで縛る

● 自分の意志で開けることのできない居室などに隔離する

「身体拘束ゼロへの手引き」より引用

(2)事業所は次の取り組みを通して身体拘束の理由や原因を除去するよう務める。

≪利用者の理解と基本的なケアの向上により身体拘束のリスクを除去する≫

利用者の疾患・障害を理解したうえで、1人1人の個性を日頃の状況から十分に理解し、身体拘束を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くため対策を実施する。

≪責任ある立場の職員が率先して事業所全体の資質向上に努める≫

管理者・サービス担当責任者が率先して法人内外の研修に参加するなど事業所全体の知識、技能の水準が向上する仕組み作りを推進する。

≪身体拘束適正化のため利用者、家族と話しあう≫

利用者、ご家族にとってより居心地のよい環境、ケアについて話し合い、身体拘束を希望されてもそのまま受け入れるのではなく、対応を一緒に考える。

身体拘束等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則だが、

以下の3つの要件すべてを満たす状態である場合は、必要最低限の身体拘束を行う事がある。

その場合も利用者の様子や介護の見直しなどにより、拘束の早期解除に向けて取り組む事とする。

(1)やむを得ず身体拘束を行う場合の3つの要件

① 切迫性	利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。 「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行う事により、利用者の日常生活等に 与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行う事が必要となる程度まで、 利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある
② 非代理性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するケアの方法がないこと。 「非代理性」を判断する場合には、いかなる場合でもまずは身体拘束を行わずに ケアするすべての方法の可能性を検討し、利用者等の生命または身体を保護するという 観点からほかに代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。 また拘束の方法も利用者の状態等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要がある
③ 一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。 「一時性」を判断する場合には、利用者の状態像等に応じて 必要な最も短い拘束時間を想定する必要がある

(2)身体拘束を行う場合の手続き

① 3要件の確認

3要件（①切迫性 ②非代理性 ③一時性）のすべてを満たしているかどうかについて検討、確認する。

② 要件を検討・確認した上で、身体拘束を行う事を選択した場合

拘束の方法、場所、時間帯、期間などについて検討し、利用者、家族に対する説明書を作成する。

また解除に向けた取り組み改善の検討を早急に行い実施に努める。

③ 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に

説明し、十分な理解が得られるように努める。また身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする

場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し

同意を得たうえで実施する。

④ 必要に応じて行政へ相談、報告

身体拘束を行う場合、地域包括センター等に必要に応じて相談・報告を行う。

利用者を支援する中で様々な課題を事業所で抱え込まず関係する機関と連携して

支援について様々な視点から助言や情報を得る。また行政等に相談・報告することで支援の困難な事例に取り組み、組織的な虐待及び身体拘束防止を推進する。

⑤ 記録と再検討

やむを得ず身体拘束を行う場合は、その様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。

⑥ 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束をを解除し利用者・家族に報告する。

(3)身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止の為に、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行う事を基本としそれぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

≪統括マネージャー≫

身体拘束適正化検討委員会の総括責任者

≪管理者≫

・ケア現場における諸課題の総括責任者

・身体拘束適正化に向けた職員教育

・医療機関、家族との連絡調整

・家族の意志に添ったケアの確立

・チームケアの確立

・記録の整備

≪担当者≫　（サービス提供責任者、社員、常勤職員、非常勤職員等）

・拘束がもたらす弊害を正確に認識

・利用者の尊厳を理解

・利用者の疾病、障害等による行動特性の理解

・利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアの実施

・正確かつ丁寧な記録の実施

利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本指針

本指針は、事業所マニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能にするほか、利用者、家族が閲覧できるように事業所内での掲示やホームページへ掲載する。

その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本指針

身体拘束等をしないケアを提供していくためにケアに係る職員全体で以下の点について
十分に議論して共通認識を持ち、身体拘束等をなくしていくように取り組む

・マンパワーが足りないことを理由に安易に身体拘束を行っていないか
・事故発生時の法的責任回避のために安易に身体拘束を行っていないか
・障がい者は転倒しやすく、転倒すれば大けがになるという先入観だけで安易に身体拘束を行っていないか
・障害等があるということで安易に身体拘束を行っていないか
・支援の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束等を必要と判断しているか
　本当にほかの方法はないのか
・自分たちだけで判断せず、ほかの機関へ相談をする

身体拘束廃止をきっかけによりよい支援の実現をめざす
・「言葉による拘束」にも配慮して、利用者主体のより良い支援を実現する

附則
この指針は令和4年11月15日から適応する
≪改定≫
令和5年10月/

身体拘束適正化委員会役員

	担当者	役割
委員長	山地歩美	事業の統括・相談・研修・身体拘束適正化対策の確立
顧問	中西基悦	全業務助言・広報関連
委員	山口富美子	連絡・調整　研修
	森岡亜紀子	研修　連絡・調整
	山地妃都美	連絡・調整

各役割内容

連絡・調整　　・関係者の連絡先・連絡フローの整理
　　・必要に応じて各機関との連携

広報関連　　・身体拘束事例が発生した際の情報公表のタイミング・内容・範囲等の決定
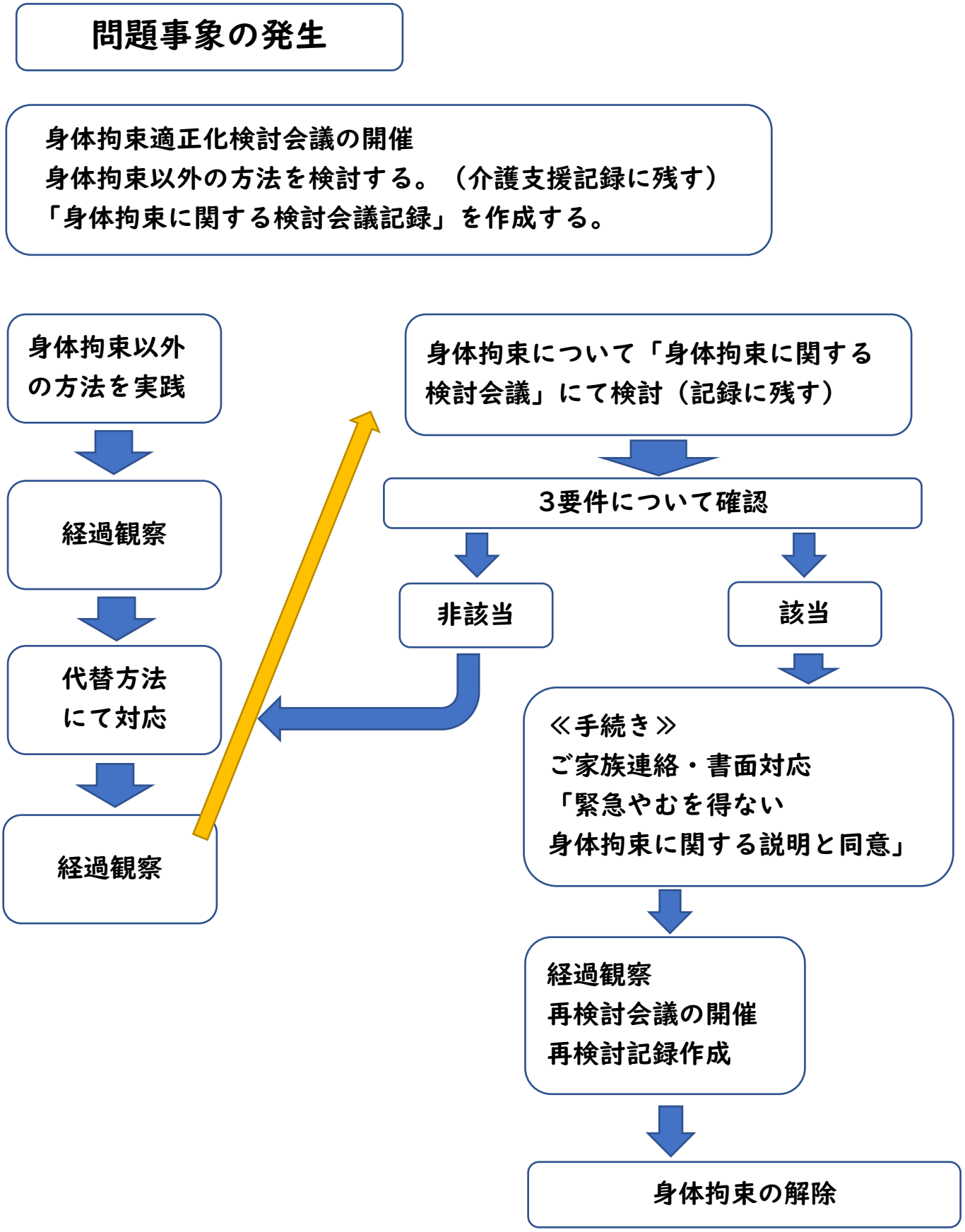
身体拘束適正化に関するフローチャート